令和4年(行ウ)第22号 変更不承認処分の取消裁決の取消請求事件

原 告 沖縄県

被 告 国

弁 論 要 旨

令和5年7月12日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 仲 西 孝 浩

第3回口頭弁論期日における原告第2準備書面に係る原告訴訟代理人弁護 士仲西孝浩の弁論の要旨は、以下のとおりである。

1 はじめに

被告は、令和4年最高裁判決は従前の判例の考え方に沿って法律上の 争訟性を否定したもので、憲法 76 条2項に反する旨の原告の主張には 理由がない旨主張する。

また、憲法 92 条以下の地方自治の定めは抽象的で具体化は法律にゆだねられており、自治権は行政権限で国民の権利利益と同様の性質のものとは言えないため、憲法 92 条以下の地方自治の定めは自治権を根拠として地方公共団体が裁定的関与に対して抗告訴訟を提起できる旨を直接保障しているとは言えず、令和4年最高裁判決は、憲法 92 条の地方自治の本旨に基づき定められた地自法や行審法の解釈として抗告訴訟の提起を否定したものなので、憲法 92 条に反する旨の原告の主張には理由がない旨主張する。

しかし、このような被告の主張は誤りである。

2 憲法 76 条2項について

令和4年最高裁判決は、地自法及び行審法の仕組み解釈をしているが、 仮に法律上の争訟性を否定しているなら、このような仕組み解釈自体が 不要となるから、論理的には法律上の争訟性を肯定しているとしか考え られない。

この点、被告は令和4年最高裁判決が従前の判例の考え方に沿って法 律上の争訟性を否定している旨を主張するが、理由がない。

被告が主張するように、平成 14 年最高裁判決を一般化するのであれば、それは伝統的な法律上の争訟性に関する定式に私権保護目的を付け加えたものと理解されるが、それ自体、それ以前の判例の伝統的な考え方からは外れている。

被告は、裁判を受ける権利の救済範囲と司法権の対象、法律上の争訟を全て等号で結び、法律上の争訟性を自己の権利利益の保護救済を求めるものか否かで区別する考え方をとっている。

しかし、司法権は、純理性の特に強く求められる特殊な参加と決定過程にその独自性を持ち、このような司法権になじむのが法律上の争訟である。

つまり、このような紛争については、司法権の判断が法治主義の実現にとって行政府の判断より優先することが望ましいからこそ、司法権はこのような紛争についての裁判を受ける権利の受け皿となるのであって、裁判を受ける権利の保障から司法権の対象となる紛争が限定されるというのは論理が逆である。

被告主張のように、私権保護目的を法律上の争訟性の要件とすると、同じ裁判所法の法律上の争訟という文言に刑事訴訟を包含できなくなるし、裁判を受ける権利の保障が及ばない行政主体による財産権に基づく請求が法律上の争訟に含まれることも適切に説明ができない。

もともと、裁判所法の制定時、法律上の争訟概念は対象概念として制定されており、抗告訴訟や当事者訴訟、機関訴訟、民衆訴訟の法律上の争訟性についても、伝統的な定式から当然に説明がつくもので、私権保護目的を伝統的な法律上の争訟の定式に付け加える理由はない。

このような概念相互の不整合は、法律上の争訟概念に私権保護目的を付け加えることにより生じるもので、伝統的な法律上の争訟の定式からはこのような問題は生じない。

平成 14 年最高裁判決は民事執行不能論に基づくもので、その射程は 下級審においても極力限定して解釈すべきとされており、同判決の判断 を判例の結論命題を超えて法律上の争訟性一般に及ぼすことは誤りである。

令和4年最高裁判決は、平成14年最高裁判決を引用してもおらず、 令和4年最高裁判決が従前の判例の考え方に沿って法律上の争訟性を否 定したものとは考えられない。

本件に法律上の争訟性が認められることは明らかで、法律上の争訟について行政機関が終審として裁判を行うことは憲法 76 条 2 項に反するものである。

3 憲法 92 条について

被告は、憲法 92 条以下の規定の抽象度を論難するが、本件で問題と する裁定的関与に対する出訴に関する限り、憲法の規定は十分一義的で あって、被告の主張には理由がない。

そもそも、憲法 92 条の地方自治の本旨は立法によっても侵すことのできない領域があることを前提にしている。

そして、立法府が法定受託事務として地方公共団体の事務として割り振った事務は、憲法 94 条の行政執行権を立法府が具体化したものであるところ、憲法 94 条の行政執行権は憲法 65 条の内閣の行政権の下にはない以上、行政権限りで地方公共団体の法定受託事務に関する判断を国が覆すことを憲法が許容していないことは一義的に明らかである。

もとより、立法府が一定の要件の下での裁定的関与を法定している以上、立法府が定めたルールに従っている限りにおいては、内閣の行政権が地方公共団体の判断を覆していることにはならないが、このルールに従っているかどうかを内閣の行政権の判断を最終とするなら、それは結局のところ、内閣の行政権単独で判断を覆していることと同じことで、

憲法が地方自治の本旨を立法によっても侵しえない領域として確保し、 異なる民主的正統性を持つ二重の統治機構を要請したことを無意味にしてしまう。

したがって、裁定的関与に対する地方公共団体による出訴が憲法上要請されていることは一義的に明らかで、その抽象度はこの限度では問題になる余地がない。

もとより、地方公共団体による出訴が基本的人権や公共の福祉とのかかわりで合理的な制約に服することはありえるであろうが、裁定的関与における私人の地位は憲法上の基本的人権の保障から要請されるものではなく、その被る不利益は地方自治の本旨との関係で合理的な範囲に収まっているといえるし、ましてや本件では審査請求人は国であるから、より一層、本件で出訴を否定することはできない。

令和4年最高裁判決は、地方自治の本旨との憲法適合的解釈について 一切争点化することなく、地自法及び行審法の仕組み解釈を行っており、 判断を遺漏しているものである。

4 結語

以上、被告の主張には理由がなく、原告の出訴は適法であることは明らかであることから、原告の請求を認容する判決がなされるべきである。

以上